

様式 1 公表されるべき事項

国立大学法人福井大学の役職員の報酬・給与等について

I 役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

① 役員報酬の支給水準の設定についての考え方

当法人の主要事業は教育・研究事業である。役員報酬水準を検討するにあたって、他の国立大学法人、国家公務員、類似事業を実施している民間法人や独立行政法人等のほか、国・地方公共団体が運営する教育・研究機関等のうち、常勤職員数(当法人約1,300人)や教育・研究事業で比較的同等と認められる、以下の法人等を参考とした。

(1)附属病院を有する国立大学法人として教育・研究事業を実施している総合大学で、学部数、常勤職員数等法人規模についても同等である他の国立大学法人の公表資料を参考とした。公表資料によれば、令和3年度の長の年間報酬額は平均約17,800千円である。同様に、理事については平均約13,500千円、監事については平均約11,800千円である。

(2)事務次官の年間報酬額は23,374千円となっており、併せて参考とした。

②令和4年度における役員報酬についての業績反映のさせ方(業績給の仕組み及び導入実績を含む。)

役員に支給される給与のうち、期末特別手当(ボーナス)の額は、文部科学省国立大学法人評価委員会が行う業績評価の結果及び役員としての職務実績を総合的に勘案し、学長が経営協議会の議を経て、その額の100分の10の範囲内でこれを増額し、又は減額することができる。

③ 役員報酬基準の内容及び令和4年度における改定内容

法人の長

学長の給与は、月額及び期末特別手当から構成されている。月額については、国立大学法人福井大学役員給与規程に則り、本給965千円に諸手当を加算して算出している。期末特別手当についても国立大学法人福井大学役員給与規程に則り、本給及びこれに対する地域手当の月額に、本給及びこれに対する地域手当の月額に100分の20を乗じて得た額並びに本給に100分の25を乗じて得た額を基礎として、100分の167.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間に応じた割合を乗じて得た額としている。

なお、令和4年度では、附則により、令和4年人事院勧告(民間給与との較差等に基づく給与改定等)を参考として、期末特別手当の年間支給割合を令和3年度より0.05月分引上げる改定を行った。

理事

理事の給与は、月額及び期末特別手当から構成されている。月額については、国立大学法人福井大学役員給与規程に則り、本給(706千円～818千円)に諸手当を加算して算出している。期末特別手当についても国立大学法人福井大学役員給与規程に則り、本給及びこれに対する地域手当の月額に、本給及びこれに対する地域手当の月額に100分の20を乗じて得た額並びに本給に100分の25を乗じて得た額を基礎として、100分の167.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間に応じた割合を乗じて得た額としている。

なお、令和4年度の期末特別手当年間支給割合については、法人の長と同内容とした。

理事(非常勤)

非常勤理事の給与は、月額から構成されている。月額については、国立大学法人福井大学役員給与規程に則り、月額72千円に通勤手当を加算して算出している。

監事

監事の給与は、月額及び期末特別手当から構成されている。月額については、国立大学法人福井大学役員給与規程に則り、本給706千円に諸手当を加算して算出している。期末特別手当についても国立大学法人福井大学役員給与規程に則り、本給及びこれに対する地域手当の月額に、本給及びこれに対する地域手当の月額に100分の20を乗じて得た額並びに本給に100分の25を乗じて得た額を基礎として100分の167.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間に応じた割合を乗じて得た額としている。

なお、令和4年度の期末特別手当年間支給割合については、法人の長及び常勤理事と同内容とした。

監事(非常勤)

理事(非常勤)に同じ

2 役員の報酬等の支給状況

役員報酬等の支払状況					就任・退任の状況		前職
役名	令和4年度年間報酬等の総額				就任	退任	
	千円	千円	千円	千円			
法人の長	16,659	11,580	4,731	347（地域手当）			※
A理事	14,172	9,816	4,010	294（地域手当） 50（通勤手当）			※
B理事	14,198	9,816	4,010	294（地域手当） 76（通勤手当）			※
C理事	14,121	9,816	4,010	294（地域手当）			※
D理事	12,212	8,472	3,460	254（地域手当） 24（通勤手当）			◇
E理事 （非常勤）	864	864	0	0			
F理事 （非常勤）	896	864	0	32（通勤手当）			
A監事	12,188	8,472	3,460	254（地域手当）			
B監事 （非常勤）	864	864	0	0			

注1:「その他」欄には手当等が支給されている場合は、例えば通勤手当の総額を記入する。

注2:「前職」欄には、役員の前職の種類別に以下の記号を付す。

退職公務員「*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後
独立行政法人等の退職者「*※」、該当がない場合は空欄

注3:総額、各内訳について千円未満切り捨てのため、総額と各内訳の合計額は必ずしも一致しない。

3 役員の報酬水準の妥当性について

【法人の検証結果】

法人の長

福井大学は、本学の理念である「格致によりて 人と社会の未来を拓く」のもと、「学術と文化の拠点として、高い倫理観のもと、人々が健やかに暮らせるための科学と技術に関する世界的水準での教育・研究を推進し、地域、国及び国際社会に貢献し得る人材の育成と、独創的かつ地域の特色に鑑みた教育科学研究、先端科学技術研究及び医学研究を行い、専門医療を実践する」に基づき、教育研究の質のさらなる高度化を図り、国内外の多様な分野において指導的役割を果たす人材を育成することを使命としており、教育改革、組織改革、入試改革、国際化等を学長リーダーシップの下で推進している。

そうした中で、本学の学長は、職員数約1,300名の法人の代表として、その業務を総理するとともに、校務を司り、所属職員を統督して、経営責任者と教学責任者の職務を同時に担っている。

学長の年間報酬額は、人数規模が同規模である民間企業の役員報酬33,315千円と比較した場合、それ以下であり、また、事務次官の年間給与額23,374千円と比べてもそれ以下となっている。

また、他の同規模の国立大学法人の長の報酬水準と概ね同水準となっている。

こうした職務内容の特性や他の同規模の国立大学法人との比較を踏まえると、報酬水準は妥当であると考えられる。

理事

本学の理事は、学長の定めるところにより、学長を補佐して福井大学の業務を掌理している。

理事の年間報酬額は、人数規模が同規模である民間企業の役員報酬33,315千円と比較した場合、それ以下であり、また、事務次官の年間給与額23,374千円と比べてもそれ以下となっている。

また、他の同規模の国立大学法人の理事の報酬水準と概ね同水準となっている。

こうした職務内容の特性や他の同規模の国立大学法人との比較を踏まえると、報酬水準は妥当であると考えられる。

理事(非常勤)

本学の理事(非常勤)は、学長の定めるところにより、学長を補佐して福井大学の業務を掌理している。

理事(非常勤)の年間報酬額は、本学会議への出席回数等を考慮して決定しているが、教育・研究事業で比較的同規模である国立大学法人と比較した場合も同等であり、職務内容の特性や他の同規模の国立大学法人との比較を踏まえると、報酬水準は妥当であると考えられる。

監事

本学の監事は、本学の業務を監査し、監査報告を作成している。
監事の年間報酬額は、人数規模が同規模である民間企業の役員報酬33,315千円と比較した場合、それ以下であり、また、事務次官の年間給与額23,374千円と比べてもそれ以下となっている。
また、他の同規模の国立大学法人の理事の報酬水準と概ね同水準となっている。
こうした職務内容の特性や他の同規模の国立大学法人との比較を踏まえると、報酬水準は妥当であると考えられる。

監事(非常勤)

本学の監事(非常勤)は、本学の業務を監査し、監査報告を作成しており、大学業務に精通した学外者から選任している。
監事(非常勤)の年間報酬額は、本学会議への出席回数等を考慮して決定しているが、教育・研究事業で比較的同規模である国立大学法人と比較した場合も同等であり、職務内容の特性や他の同規模の国立大学法人との比較を踏まえると、報酬水準は妥当であると考えられる。

【文部科学大臣の検証結果】

職務内容の特性や国家公務員指定職適用官職、他の同規模の国立大学法人、民間企業等との比較などを考慮すると、役員の報酬水準は妥当であるとする。

4 役員の退職手当の支給状況(令和4年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間		退職年月日	業績勘案率	前職
法人の長	千円 該当者なし	年	月			
理事A	千円 該当者なし	年	月			
理事B	千円 該当者なし	年	月			
理事C	千円 該当者なし	年	月			
理事D	千円 該当者なし	年	月			
理事E (非常勤)	千円 該当者なし	年	月			
理事F (非常勤)	千円 該当者なし	年	月			
監事A	千円 該当者なし	年	月			
監事B (非常勤)	千円 該当者なし	年	月			

注:「前職」欄には, 退職者の役員時の前職の種類別に以下の記号を付す。
 退職公務員「*」, 役員出向者「◇」, 独立行政法人等の退職者「※」, 退職公務員でその後
 独立行政法人等の退職者「*※」, 該当がない場合は空欄

5 退職手当の水準の妥当性について

【法人の判断理由等】

区分	判断理由
法人の長	該当者なし
理事A	該当者なし
理事B	該当者なし
理事C	該当者なし
理事D	該当者なし
理事E (非常勤)	該当者なし
理事F (非常勤)	該当者なし
監事A	該当者なし
監事B (非常勤)	該当者なし

注:「判断理由」欄には, 法人の業績, 担当業務の業績及び個人的な業績の検討結果を含め, 業績勘案率及び退職手当支給額の決定に到った理由等を具体的に記入する。

【文部科学大臣の検証結果】

該当なし

6 業績給の仕組み及び導入に関する考え方

役員に支給される給与のうち, 期末特別手当(ボーナス)の額は, 文部科学省国立大学法人評価委員会が行う業績評価の結果及び役員としての職務実績を総合的に勘案し, 学長が経営協議会の議を経て, その額の100分の10の範囲内でこれを増額し, 又は減額することができる。

II 職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

① 職員給与の支給水準の設定等についての考え方

当法人職員の給与水準を検討するにあたって、国家公務員等の職種別平均支給額を参考にした。

令和4年度において国家公務員のうち行政職俸給表(一)の平均給与月額が405,049円となり、全職員の平均給与月額は413,064円となっている。

人件費の管理においては、職員数の適正化を図りつつ、国及び他の国立大学法人の給与水準との均衡を図っている。また、職員の給与決定においては、人事院勧告及び一般職の職員の給与に関する法律の適用を受ける国家公務員の給与等、民間企業の給与等を考慮している。

② 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方(業績給の仕組み及び導入実績を含む。)

職務評価等の結果を踏まえ、昇格、昇給の実施及び勤勉手当の成績率の決定を行っている。

③ 給与制度の内容及び令和4年度における主な改定内容

【給与制度の内容】

国立大学法人福井大学職員給与規程に則り、本給及び諸手当(扶養手当、管理職手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、本給の調整額、初任給調整手当、安全衛生管理手当、義務教育等教員特別手当、教職調整額、診療特別手当、看護特別手当、遺伝診療特別手当、看護職員等処遇改善手当、幼稚園教諭等処遇改善手当、期末手当、勤勉手当、教育・研究奨励手当及び特別業績手当)としている。

期末手当については、期末手当基礎額(本給+本給の調整額+扶養手当+教職調整額+地域手当+広域異動手当)に、100分の120.0を乗じ、さらに基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間に応じた割合を乗じて得た額としている。

勤勉手当については、勤勉手当基礎額(本給+本給の調整額+教職調整額+地域手当+広域異動手当)に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間に応じた割合及び勤務成績に応じて定める成績率を乗じて得た額としている。

【令和4年度における主な改定内容】

①令和3年人事院勧告(民間給与との較差等に基づく給与改定等)を参考とした以下の改定(令和4年6月1日施行)

・期末・勤勉手当について、令和3年度の支給割合から0.05月分引下げる改定

②令和4年人事院勧告(民間給与との較差等に基づく給与改定等)を参考とした以下の改定

・本給月額について、30歳台半ばまでの職員が在職する号給について、4月に遡って平均0.3%程度の引上げ(ただし、指定職本給表については改定なし)

・期末・勤勉手当について、上記①の改定反映後の年間支給割合から0.10月分引上げる改定

③看護職員等処遇改善手当及び幼稚園教諭等処遇改善手当の新設

④看護職員等処遇改善手当の支給割合の引上げ(令和4年10月1日施行)

2 職員給与の支給状況

① 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	令和4年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内	うち賞与	
					うち通勤手当	
常勤職員	人 1215	歳 43.2	千円 6,351	千円 4,633	千円 66	千円 1,718
事務・技術	人 243	歳 45.6	千円 5,651	千円 4,130	千円 78	千円 1,521
教育職種 (大学教員)	人 357	歳 52.8	千円 8,829	千円 6,362	千円 60	千円 2,467
医療職種 (病院看護師)	人 422	歳 35.2	千円 4,986	千円 3,683	千円 61	千円 1,303
技能・労務職種	人 13	歳 49.2	千円 5,151	千円 3,776	千円 89	千円 1,375
教育職種 (附属高校教員)	人 19	歳 43.7	千円 7,045	千円 5,141	千円 52	千円 1,904
教育職種 (附属義務教育学校教員)	人 28	歳 41.6	千円 6,901	千円 5,069	千円 63	千円 1,832
医療職種 (病院医療技術職員)	人 133	歳 38.3	千円 5,211	千円 3,839	千円 76	千円 1,372

<常勤職員について>

注1:常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

注2:「技能・労務職種」とは、自動車運転手、調理師、検査助手、看護助手等の業務を行う職種を示す。

注3:「専門行政職種」については、該当者がいないため記載を省略した。

注4:「教育職種(附属高校教員)」には、附属特別支援学校教員を含む。

注5:「教育職種(附属義務教育学校教員)」には、附属幼稚園教員を含む。

区分	人員	平均年齢	令和4年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内	うち賞与	うち通勤手当
常勤職員(年俸制)	人 193	歳 42.7	千円 6,426	千円 4,709	千円 56	千円 1,717
教育職種 (大学教員)	人 140	歳 43.0	千円 6,567	千円 4,746	千円 53	千円 1,821
教育職種 (特命教員)	人 41	歳 38.9	千円 6,481	千円 4,914	千円 58	千円 1,567
事務・技術 (特命職員)	人 12	歳 52.2	千円 4,598	千円 3,573	千円 76	千円 1,025

区分	人員	平均年齢	令和4年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内	うち賞与	うち通勤手当
再任用職員	人 3	歳 61.8	千円 3,750	千円 3,158	千円 61	千円 592
事務・技術	人	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院看護師)	人 3	歳 61.8	千円 3,750	千円 3,158	千円 61	千円 592
教育職種 (附属高校教員)	人	歳	千円	千円	千円	千円

<再任用職員について>

注:事務・技術及び教育職種(附属高校教員)については該当者がそれぞれ1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、区分以外は記載せず、再任用職員全体の数値からも除外している。

<在外職員・任期付職員について>

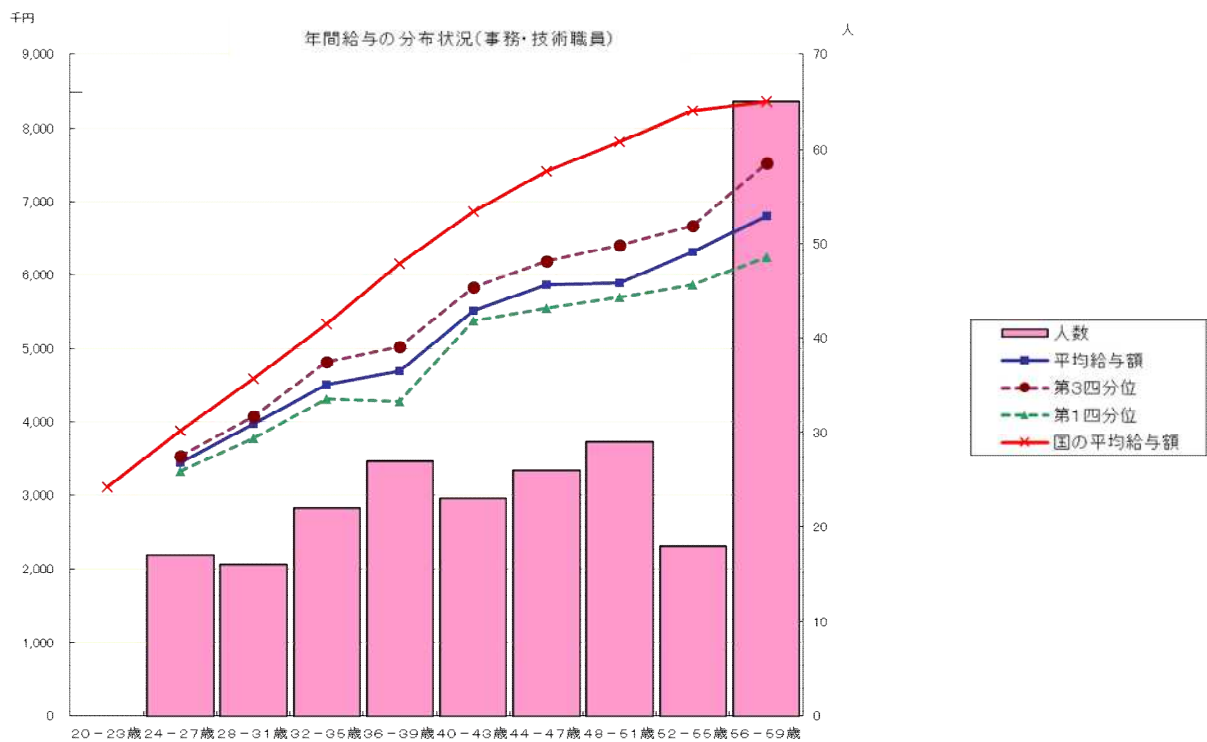
注:在外職員及び任期付職員の各区分については、該当者がいないため記載を省略した。

区分	人員	平均年齢	令和4年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内	うち賞与	うち通勤手当
非常勤職員	人 39	歳 39.3	千円 3,549	千円 2,907	千円 48	千円 642
事務・技術	人 10	歳 49.4	千円 2,919	千円 2,145	千円 74	千円 774
医療職種 (病院医師)	人 19	歳 29.1	千円 3,488	千円 3,191	千円 33	千円 297
医療職種 (病院看護師)	人 5	歳 51.3	千円 5,352	千円 3,893	千円 42	千円 1,459
技能・労務職種	人 5	歳 46.1	千円 3,241	千円 2,369	千円 60	千円 872
医療職種 (病院医療技術職員)	人	歳	千円	千円	千円	千円

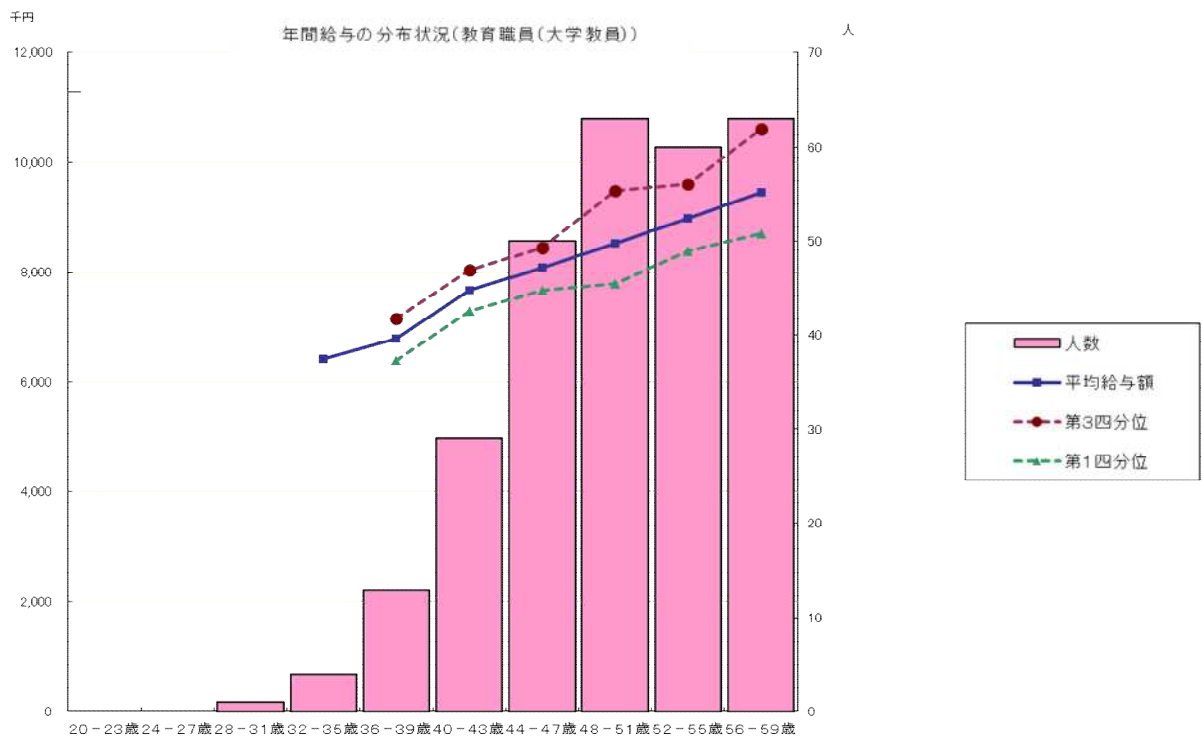
<非常勤職員について>

注:医療職種(病院医療技術職員)については、該当者が1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、区分以外は記載せず、非常勤職員全体の数値からも除外している。

② 年齢別年間給与の分布状況(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))
〔在外職員, 任期付職員及び再任用職員を除く。以下, ④まで同じ。〕

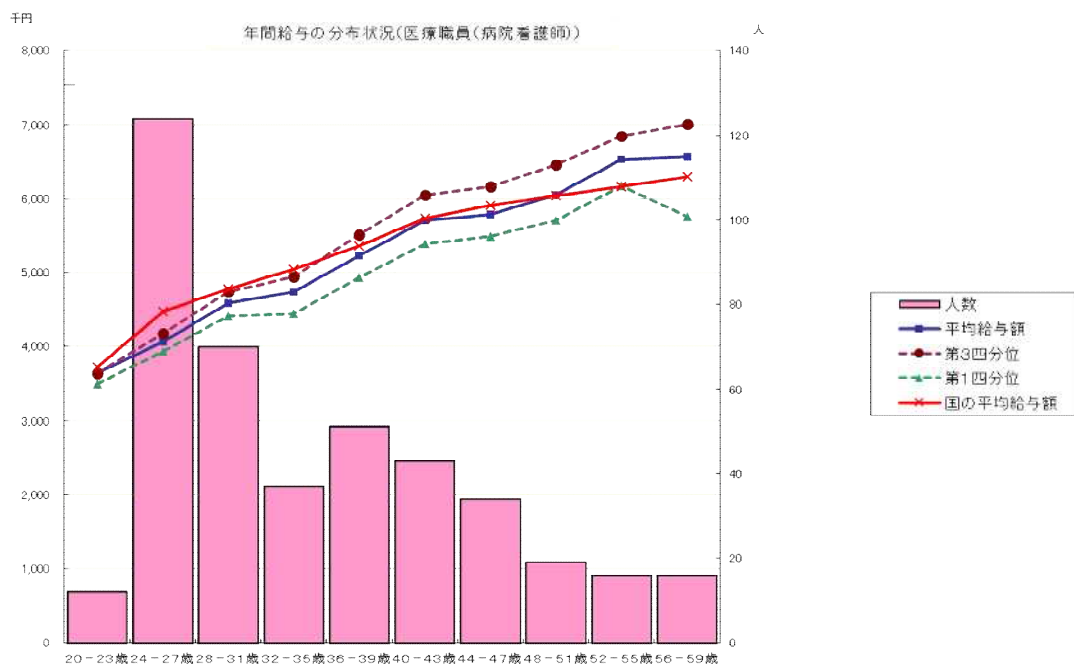


注:①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下, ④まで同じ。



注1:年齢28-31歳の該当者は1人であるため,当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから,年間給与額については表示していない。

注2:年齢32-35歳の該当者は4人であるため,当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから,年間給与額の第1・第3分位数については表示していない。



③ 職位別年間給与の分布状況(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))
(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	年間給与額	
			平均	(最高～最低)
	人	歳	千円	千円
部長	3	58.2	9,149	
課長	23	57.6	7,779	8,981～7,241
課長補佐	30	51.0	6,417	7,256～5,551
主査	78	48.9	5,867	6,889～4,593
主任	43	44.8	5,276	6,080～4,264
一般職員	66	34.9	4,105	5,684～2,854

注1: 部長の該当者は3人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与額の最高給与額及び最低給与額については記載していない。

注2: 「課長」には、課長相当職である「主幹」を含む。

(教育職員(大学教員))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	年間給与額	
			平均	(最高～最低)
	人	歳	千円	千円
教授	154	56.7	10,020	12,892～7,791
准教授	120	50.9	8,342	10,246～6,668
講師	40	47.5	7,558	8,279～6,067
助教	38	47.8	6,752	7,558～5,585
助手	5	56.9	5,472	5,588～5,344

(医療職員(病院看護師))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	年間給与額	
			平均	(最高～最低)
	人	歳	千円	千円
看護部長	1			
副看護部長	4	57.8	7,201	
看護師長	30	49.5	6,581	7,260～5,814
副看護師長	58	44.1	5,828	6,701～4,910
看護師	329	32.0	4,576	6,529～3,499

注1:看護部長の該当者は1人のため,当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから,平均年齢及び年間給与の平均額については記載していない。

注2:副看護部長の該当者は4人のため,当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから,年間給与額の最高給与額及び最低給与額については記載していない。

④ 賞与(令和4年度)における査定部分の比率(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 54.4	% 52.0	% 53.2
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 45.6	% 48.0	% 46.8
	最高～最低	% 56.4～41.7	% 58.2～44.0	% 57.4～43.2
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 55.5	% 53.6	% 54.5
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 44.5	% 46.4	% 45.5
	最高～最低	% 50.4～40.7	% 52.4～42.1	% 51.4～42.6

(教育職員(大学教員))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 53.0	% 50.8	% 51.9
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 47.0	% 49.2	% 48.1
	最高～最低	% 59.4～42.0	% 61.0～43.9	% 58.8～43.1
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 55.9	% 54.1	% 55.0
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 44.1	% 45.9	% 45.0
	最高～最低	% 50.4～40.4	% 52.4～42.6	% 51.4～41.5

(医療職員(病院看護師))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理 職員	一律支給分(期末相当)	%	%	%
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	%	%	%
	最高～最低	%	%	%
一般 職員	一律支給分(期末相当)	% 55.1	% 52.9	% 54.0
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 44.9	% 47.1	% 46.0
	最高～最低	% 50.4～40.0	% 52.4～42.3	% 51.4～41.1

注:医療職員(病院看護師)における管理職員は1人のため,当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから記載していない。

3 給与水準の妥当性の検証等

○事務・技術職員

項目	内容
対国家公務員 指数の状況	・年齢勘案 80.0 ・年齢・地域勘案 87.6 ・年齢・学歴勘案 80.2 ・年齢・地域・学歴勘案 87.6 (参考)対他法人 91.9
国に比べて給与水準が高くなっている理由	
給与水準の妥当性の 検証	(法人の検証結果) 【支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 30.8%】 (国からの財政支出額 12,031百万円, 支出予算の総額 39,036百万円 : 令和4年度予算) 【累積欠損額 0円(令和3年度決算)】 【検証結果】 本学における給与制度は, 国家公務員の給与水準を考慮し行っている。令和4年度の対国家公務員の比較指数は80.0であり, 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合は30.8%となっており, 累積欠損額も0円である。上記理由から給与水準は適切なものと判断する。 (文部科学大臣の検証結果) 法人の職員の給与水準は, 職務の特性や国家公務員, 民間企業の従業員の給与等を勘案し, 設定の考え方を明らかにすることが求められており, 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は, その合理性及び妥当性について, 説明責任を果たすべきこととされている。(独立行政法人改革等に関する基本的な方針(平成25年12月24日閣議決定)) 当該法人は, 国家公務員の給与及び民間企業の従業員の給与等を総合的に勘案したうえで, 職員の給与水準を設定しており, 法人における給与水準の妥当性の検証結果から, 適切な対応が執られていると考える。引き続き, 適切な給与水準の設定に努めていただきたい。
講ずる措置	引き続き適正な給与水準の維持に努めていく。

○医療職員(病院看護師)

項目	内容
対国家公務員 指数の状況	・年齢勘案 96.4 ・年齢・地域勘案 101.5 ・年齢・学歴勘案 93.1 ・年齢・地域・学歴勘案 99.5 (参考) 対他法人 97.2
国に比べて給与水準が 高くなっている理由	
給与水準の妥当性の 検証	(法人の検証結果) 【支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 30.8%】 (国からの財政支出額 12,031百万円, 支出予算の総額 39,036百万円 : 令和4年度予算) 【累積欠損額 0円(令和3年度決算)】 【検証結果】 本学における給与制度は、国家公務員の給与水準を考慮し行っている。令和4年度の対国家公務員の比較指数は96.4であり、支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合は30.8%となっており、累積欠損額も0円である。上記理由から給与水準は適切なものと判断する。 (文部科学大臣の検証結果) 法人の職員の給与水準は、職務の特性や国家公務員、民間企業の従業員の給与等を勘案し、設定の考え方を明らかにすることが求められており、国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、その合理性及び妥当性について、説明責任を果たすべきこととされている。(独立行政法人改革等に関する基本的な方針(平成25年12月24日閣議決定)) 当該法人は、国家公務員の給与及び民間企業の従業員の給与等を総合的に勘案したうえで、職員の給与水準を設定しており、法人における給与水準の妥当性の検証結果から、適切な対応が執られていると考える。引き続き、適切な給与水準の設定に努めていただきたい。
講ずる措置	引き続き適正な給与水準の維持に努めていく。

○教育職員(大学教員)と国家公務員との給与水準の比較指標 90.4

注:上記比較指標は、法人化前の国の教育職(一)と行政職(一)の年収比率を基礎に、令和4年度 of 教育職員(大学教員)と国の行政職(一)の年収比率を比較して算出した指数である。

4 モデル給与

(扶養親族がいない場合)

○事務・技術職員

・22歳(大卒初任給)

月額 185,200円 年間給与 2,767,000円

・35歳(主任)

月額 275,600円 年間給与 4,541,900円

・50歳(主査)

月額 375,100円 年間給与 6,242,000円

○教育職員(大学教員)

・24歳(修士修了初任給)

月額 246,900円 年間給与 3,690,500円

・35歳(助教)

月額 332,500円 年間給与 5,538,100円

・50歳(准教授)

月額 440,600円 年間給与 7,431,300円

※扶養親族がいる場合には、扶養手当(配偶者6,500円、子1人につき10,000円、父母等1人につき6,500円)を支給

5 業績給の仕組み及び導入に関する考え方

職務評価等の結果を踏まえ、昇格、昇給の実施及び勤勉手当の成績率の決定を行っている。

Ⅲ 総人件費について

区 分	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
給与、報酬等支給総額 (A)	千円 9,150,470	千円	千円	千円	千円	千円
退職手当支給額 (B)	千円 1,060,701	千円	千円	千円	千円	千円
非常勤役職員等給与 (C)	千円 5,662,447	千円	千円	千円	千円	千円
福利厚生費 (D)	千円 2,228,296	千円	千円	千円	千円	千円
最広義人件費 (A+B+C+D)	千円 18,101,916	千円	千円	千円	千円	千円

注1:「給与、報酬等支給総額」及び「退職手当支給額」には、承継職員等に係る費用を計上しており、承継職員等以外の職員の給与、報酬等支給総額、退職手当支給額は「非常勤役職員等給与」に含めている。

また、「非常勤役職員等給与」には、受託研究費、受託事業費等により雇用される職員に係る費用及び人材派遣契約に係る費用等を含んでいる。

以上のことから、財務諸表附属明細書の「(18) 役員及び教職員の給与の明細」の合計額と一致しない。

注2:総額、各区分について千円未満切り捨てのため、「最広義人件費」と各区分の合計額は必ずしも一致しない。

総人件費について参考となる事項

①「給与、報酬等支給総額」、「最広義人件費」の対前年度比及び増減要因

(1)「給与、報酬等支給総額」(前年度比0.02%減)

令和4年人事院勧告(民間給与との較差等に基づく給与改定等)を参考とした職員給与規程等の改定に伴う勤勉手当支給月数の引上げ等を行ったが、常勤教職員数の減少に伴い、前年度比0.02%の減額となった。

(2)「最広義人件費」(前年度比2.8%増)

上記要因に加え、退職金支払い対象者の増加に伴い退職手当支給額が前年度比27.1%増となった。

非常勤役職員等給与については職員数増加等により前年比4.5%増、最広義人件費としては前年度比2.8%の増額となった。

②「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成29年11月17日閣議決定)に基づく退職手当の支給水準の引き下げ

「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成29年11月17日閣議決定)に基づき、平成30年1月24日から以下の措置を講ずることとした。

役職員の退職手当について、国家公務員退職手当制度の改正に準じて支給水準を引き下げる改正を実施した。

役員に関する講じた措置の概要:調整率を現行の87/100から83.7/100へ引き下げる改正。

職員に関する講じた措置の概要:調整率を現行の87/100から83.7/100へ引き下げる改正。

なお、本改正に係る役員会決定が平成30年1月24日となったため、措置の開始時期は、国家公務員に係る措置時期(平成30年1月1日)と異なる取扱いとした。

Ⅳ その他

特になし